

表45 准看護婦制度廃止の主張を具体的に知っていたか

知っていた	381(28.5)
廃止後の移行措置までは知らなかった	688(51.5)
初めて知った	206(15.4)
無回答	61(4.6)
合計	1,336(100.0)

あった。そのうち賛成は406名、反対は243名であり、圧倒的に賛成意見が多い。しかし賛成と回答していてもそのフリーアンサーをみると、必ずしも全面的に賛成しているわけではない。読み方によっては、反対意見ともとれる記述が多い。反対意見を書いている回答者は、准看護婦制度廃止は、人手不足につながるため反対であるという意見が多い。

X フリーアンサー

1. 進学コースに入学するのに困難だったこと

1) 進学コースへの入学に関して

- ・進学コースが少なく、受験倍率が高かった。
- ・既往歴を理由に入学できなかった。
- ・仕事を続けながら資格試験や入試の勉強をするのが大変だった。
- ・准看護婦（士）養成所卒業後、何年もたっていたので勉強が大変だった。
- ・県内に希望する学校がなかった。
- ・どの学校が自分に適しているのかわからなかった。
- ・進学のため結婚をあきらめた。

2) 受験制限に関すること

- ・准看護婦（士）養成所の方針で、全日制進学コースの併願ができなかった。
- ・職場の方針で、病院付属の学校しか受験させてもらえなかった。
- ・お礼奉公が終わるまで受験させてもらえなかった。
- ・病院から30分以内の学校しか受験を許可してもらえなかった。
- ・准看護婦（士）養成所より進学することを許可してもらえなかった。
- ・同系列の進学コースしか受験させてもらえなかった。
- ・医師からさんざん反対され、暴力をふるわれたときもあった。
- ・進学することで職場の管理者との間に問題が生じた。結局お金で解決し、職場をやめさせてもらった。

2. 進学コースの教員から受けた進路・就職指導について

1) 進路・就職指導に満足できなかったこと

- ・教員の情報量が不足していて説明が抽象的だった。
- ・パンフレットのための説明であった。
- ・進学説明といっても、学校の資料を張り出しただけ。
- ・親身に考えてくれない。
- ・教員の説明と現実が全く違っていた。
- ・実習病院との関係ばかり気にして、就職をすすめられた。
- ・現在働いている病院をやめないように指導された。
- ・希望しない職場をすすめられた。
- ・先生が知っている病院ばかりをすすめられた。
- ・先輩の就職しているところばかりをすすめられた。
- ・話の内容に一貫性がなかった。
- ・出来が悪いため、どうしてもよいところしかすすめられなかった。
- ・相談できる雰囲気がなかった。
- ・自分で探してきた就職先は、なかなか許可してもらえない。
- ・進路指導というよりただの雑談だった。
- ・進路指導の時期が遅すぎた。

2) 進路・就職指導がなかった

- ・カリキュラムの都合で相談の時間がなかった。
- ・集団指導はあったが、個人指導はなかった。

3. 准看護婦（士）教育で問題だと思ったこと

1) 准看護婦（士）養成所の実習について

- ・実習が少なく、現場で役立たない。
- ・実習場に実習指導者がいない。
- ・実習病院がコロコロとかわった。
- ・看護助手のような仕事ばかりで実際の実習はさせてもらえなかった。
- ・実習中も、病院で勤務しなければならなかった。
- ・全科の実習をさせてもらえなかった。
- ・実習先で看護婦と同じことを要求された。
- ・准看護婦は何の役にも立たないといわれた。
- ・実習先が勤務先だった。

- ・実習先にかかなりの格差がある。

2) 教科科目について

- ・先生が試験のヤマを教えてくれるので勉強しなかった。
- ・准看護婦なのでこの程度でいいといわれたが、内容が物足りなかった。
- ・授業内容が表面的だった。
- ・詰め込み教育だった。
- ・資格を取るだけの勉強だった。
- ・資格試験のレベルが低い。
- ・理論的な教育が不足していた。
- ・教育年限が短すぎる。
- ・責任が求められない教科には、講義に身が入らない。

3) 高等学校衛生看護科での問題点

- ・授業、実習、一般教科全てのレベルが低い。
- ・普通の高校生のように遊べず、自由もなかった。
- ・実習時間が少なく、その実習も役に立たなかった。
- ・実習先で、馬鹿にされた。
- ・准看護婦と比較された。
- ・15歳から18歳で看護を学ぶのには無理がある。もっと人生経験を積んでから学校へ行くべきだと思った。

4) 働きながら通学していることでの問題点

- ・看護教育を受けないうちから看護助手をすると、間違った知識が植えつけられる。
- ・勤務時間がきつく、低賃金、残業手当もでない。
- ・勤務に関しての規定がなく拘束が厳しい。
- ・お礼奉公がある。そのためすぐには進学できない。
- ・准看護婦(士)養成所卒業後、働かなければ金を払えといわれた。
- ・やめたくてもやめさせてもらえない。
- ・准看護婦(士)養成所卒業後、お金を払って退職したら「訴えてやる」といわれた。
- ・入学金や授業料を医師会が払ったわけでもないのに、卒業後強制的に就職させられた。
- ・授業料等を自分で払わせてもらえず、卒業後拘束された。
- ・進学コースに合格したが、卒業したら病院に帰ってくるという誓約書を書くようにいわれた。
- ・身体の具合が悪くて学校を休みたくても、勤務先の婦長を通さねばならなかった。
- ・学校と病院が密着しすぎており、遅刻や欠席をすると必ず職場に連絡がいくようになっていた。
- ・学校の遅刻・欠席には勤務先の院長の署名が必要だった。

- ・無資格なのに注射や夜勤などの看護婦業務をさせられていた。
- ・住み込みだったので夜間呼び出しによる睡眠不足が多かった。
- ・職場での人間関係がむずかしかった。
- ・夜勤で勉強時間がなかった。
- ・病院管理者の考え方が封建的。
- ・進学は医師会の限定された学校にしか進学させてくれなかった。
- ・勤務先が、全日制の進学コースに進ませてくれない。
- ・病院側から進学の妨害を受けた。
- ・人手不足で仲間にかかる負担が大きかった。
- ・求人情報と実際の勤務とは全く異なっていた。
- ・医師の家の小間使いをさせられていた。
- ・病院の雑用ばかりさせられた。
- ・医師が暴力をふるう人だった。

4. 准看護婦（士）であるがために苦勞したこと

- ・看護業務を行ううえで限界がある。
- ・准看護婦は知識が足りず、理論的な裏づけがないまま仕事をしていた。
- ・3年課程卒業者とは、教育格差が大きく、差をつけられても仕方がないと思った。
- ・院内で看護研究の発表を行うとき、准看ということで肩身が狭かった。
- ・看護婦と同じ程度の知識があっても、ユニフォームの色で差別された。
- ・患者から、准看であることで差別されていた気がした。
- ・何かにつけて准看だからと引き合いに出される。
- ・看護婦同士は気にしていなくとも、医師が気にしていた。
- ・上司が、看護婦は頭を使い准看は身体を使って時間外勤務をしろという考えの人だった。
- ・准看でも学生だからということで、勤務が過密で、給与も低かった。
- ・准看護婦免許をもっている仕事はヘルパーと同じ仕事をさせられていた。
- ・仕事が忙しいときはリーダーをやらされ、暇になると准看さんといわれ業務の区別をされる。業務が違うのなら准看護婦のままでもよいと思った。
- ・自分よりも年下の娘が看護婦をしていて傷ついた。

5. 看護協会が行っている准看護婦制度廃止運動についての意見

1) 「賛成」と答えている学生の意見

- ・准看護婦（士）制度が病院内の人間関係を悪くしている。

- ・准看護婦を増やしてほしい。
- ・准看護婦（士）養成所の教育ではなくレギュラーコースの教育を受けさせるべきである。
- ・准看護婦（士）養成所の教育では現在の医療についていけない。
- ・看護学校にしたことによって、入学が困難にならないようにしてほしい。
- ・働きながら学べる道を残してほしい。
- ・働きながら通学する学生を整備してほしい。
- ・進学コースは残してほしいし、充実してほしい。
- ・准看護婦（士）養成所，高等学校衛生看護科の廃止から始めて，徐々に進学コースも廃止してほしい。
- ・看護が統一することで看護レベルが向上する。
- ・業務の能率が上がる。
- ・反対はしない。
- ・運動の宣伝が不十分。
- ・もっと具体的な案を出すべきである。
- ・都道府県登録の看護婦と国家登録看護婦の違いがわからない。名称が変わるだけで再び差別が起きるのではないか。
- ・人手不足にならないのなら賛成する。
- ・准看護婦（士）の知識のまま看護婦業務に就くのは問題である。
- ・看護レベルが低下する
- ・医師会がある限りむずかしい。
- ・医師会立の病院の准看護婦はどうなるのか。
- ・この廃止運動が実現できるのか，疑問である。
- ・准看護婦（士）制度廃止後の准看護婦の立場をもっと考えてほしい。
- ・行っている業務は同じなのだから准看はいらない。
- ・看護婦同士で給与の上下があるのはおかしい。
- ・レギュラーコース出身者と進学コース出身者の給与の差をなくしてほしい。
- ・准看護婦（士）を看護婦に繰り上げるのは自分達の苦勞が無駄になる。
- ・看護婦の身分を保障してもらいたい。

2) 「賛成」と答えている学生の，准看護婦（士）制度廃止後の移行措置（実務経験8年以上の人は，進学コースに通わなくても国家試験を受けられるようにする。ただし，12年間の時限立法にする）についての意見

- ・8年以上働いていても，個人差がある。
- ・看護協会指定の病院なら8年でもよい。
- ・各科1年以上の実務経験などの規定を設けるべき。

- ・ 8年の実務経験は長すぎる。
- ・ 准看教育では、実務を積んでも理解度が不足している。
- ・ 教育サポートが制度として必要である（市町村主催の学習，通信教育，研修など）。
- ・ 進学コースを卒業すべきである。
- ・ 時限立法ではないほうがいい。

3) 「反対」と答えている学生の意見

- ・ 無理に行わなくても今のままでいい。
- ・ 開業医は人手不足につながる。
- ・ 業務内容は同じなのだから名称が変わるだけで変わらない。
- ・ 看護業務の区別をしてもらいたい。
- ・ 准看のプライドが傷つけられ、やめる人がでる。
- ・ 准看には准看の仕事がある。
- ・ 医院や小さな病院には准看が必要である。
- ・ 進学コースの定員を増員してほしい。
- ・ 廃止ではなく、保護をしてもらいたい。
- ・ 准看護婦（士）養成所の教育レベルを上げればいい。
- ・ 准看護婦（士）養成所はそのままレギュラーコースにしてほしい。
- ・ 准看護婦制度がなくなると、看護の学校に入学がむずかしくなる。
- ・ 母校をなくしたくない。
- ・ 准看の知識のまま看護婦業務に就くことは問題である。